

# 山口文化協会会則

(名 称)

第1条 この会は、山口文化協会という。

(事務局)

第2条 この会の事務局は、山口市交流創造部文化交流課内におく。

(目 的)

第3条 この会は、文化団体相互の連絡を緊密にし、広く文化の創造と振興をはかり、市民文化の高揚に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種文化活動の推進と奨励に関する事。
- (2) 文化事業の研究、調査に関する事。
- (3) 参加関係団体の連絡提携に関する事。
- (4) 芸術文化の向上発展に寄与したものの表彰に関する事。
- (5) その他目的達成に必要な事業。

(組 織)

第5条 この会の目的に賛同する山口市内にある文化団体(以下、「会員」という。)をもって組織する。

(入 会)

第6条 この会への入会は、所定の手続きを経て理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第7条 会員の会費は、年間10,000円とする。

(退 会)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 解散したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

2 会員は、退会しようとするときは、会長にその旨を届け出なければならない。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事の3分の2以上の議決により、会長がこれを除名することができる。

- (1) この会の名誉を傷つけたとき。
- (2) この会の規約、規程に違反したとき。

2 前項第1号又は第2号の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、その旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

(役 員)

第11条 この会に次の役員をおく。

会 長	1名
副会長	3名
理 事	若干名
監 事	2名

2 役員は、会員のほか芸術文化に理解のある学識経験者が務めることができる。

(職 務)

第12条 会長は、この会を代表し、業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その業務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 4 監事は、会計及び会務の執行状況を監査する。
- 5 この会に顧問及び参与をおくことができる。

# 山口文化協会会則

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし、再選はさまたげない。

2 役員に欠員を生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員選任)

第14条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(会議)

第15条 この会は、次の会議をもち会長がこれを招集する。

総会・理事会

2 総会は、会計年度終了の日から60日以内に開催する。

3 総会は、会員の代表者をもって構成し、年1回以上開催し重要事項の承認ならびに決議を行う。

4 総会の議長は、会長が指名する者をもって充てる。

5 理事会は、理事をもって構成し、本会の運営に必要な事項を審議決定する。

6 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

7 理事会は、事業の企画立案をはじめ、本会の運営に必要な事項を審議決定する。

8 理事会は、事業の企画立案について必要あるときは、企画委員会を設置することができる。企画委員は、会長が選任する。

(運営)

第16条 この会の会議は、会員の二分の一以上の出席で成立し、議事は、議長を除く出席会員の過半数の同意をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計)

第17条 この会の経費は、会費、寄付金及び助成金をもちて当てる。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第19条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

第20条 この会の会則の改正は、総会において出席会員の三分の二以上の同意により行う。

第21条 本会則は、昭和44年3月30日から施行する。

(附則)

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成17年10月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この会則は、令和4年5月23日から施行する。